

害ヲ與ヘタル場合ハ自ら賠償ノ責ニ任レ若シ自己カ其資力ナキトキ  
保證人ニ於テ其責ヲ果スヘシ適當ノ措置ヲ執リ御社ニ對シ決シテ  
御迷惑ヲ懸アレニサル事

五 退船ノ際 稼高勘定ノ結果 借金アリトキハ 積立金ヨリ 差引キ尚ホ  
不足ヲ告グル場合ハ 保證人連帶責任ニシテ 皆濟方法ヲ講スヘキ事  
六 組合ヲ組織シ又ハ他ノ組合ヲ加盟セントスルトキハ 必ず 御社ノ御承認  
受クヘキ事

昭和四年 月 日

以上

本籍

現住所

右本人

勞務才一七三八號

昭和四年八月三十一日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿

文部大臣 小橋一太 殿

大阪 神奈川 各府縣知事 殿

東京女子高等師範学校寄宿舎建築場ニ於ケル

労働争議ニ関スル件 (第三報) 解決)

要旨 当廳調停課ニテ調停ノ結果八月二十九日解決ス

標記労働争議ニ就テハ既報ノ要其後當廳調停課ニ於テ  
調停ノ結果解決シタルが状況左記ノ通りニ有之

4. 9. 22  
722